

(仮称)新潟市アイスアリーナ整備・運営事業に関する

建設工事請負仮契約書（案）

【修正版】

平成 24 年 5 月 30 日

新 潟 市

(仮称)新潟市アイスアリーナ整備・運営事業に関する
建設工事請負仮契約書(案)

- 1 名 称 (仮称)新潟市アイスアリーナ整備・運営事業に関する建設工事
- 2 場 所 新潟市中央区鐘木 257 番 9 外
- 3 契約期間 始期 本契約締結日
終期 平成 26 年 1 月 31 日
- 4 請負金額 金[]円
(うち消費税及び地方消費税の額 金[]円)
- 5 契約保証金額 []円
- 6 かし担保期間 添付約款のとおり

上記の事業について、甲と[建設請負事業者](以下「乙」という。)は、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によってこの建設工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付し仮契約を締結し、議会の可決後通知を持って本契約に読み替えるものとする。

(特約条項条文)

この契約は、この契約の締結の議決が新潟市議会において可決された場合には本契約として成立するものとし、若しくは、それらのいずれかでも否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において乙にこのことにより損害を生じた場合においても、甲は一切その賠償の責に任じないものとする。

平成[]年[]月[]日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所 [住所]
氏 名 [名称/代表者氏名]

工事請負契約約款

(総 則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書及び添付の特記規定を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(甲と乙が(仮称)新潟市アイスアリーナに関して締結する設計・施工一括型工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の本件工事等を契約書記載の契約期間内に完成し、本件工事等の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 甲は、その意図する設計図書を完成させるため、本件設計に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合は、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い本件設計を行わなければならない。
 - 4 乙は、この契約及び要求水準書に特別の定めがある場合を除き、本件設計を完成するために必要な一切の手段(「設計施行方法」という。以下同じ。)をその責任において定めるものとする。また、仮設、施工方法その他目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び要求水準書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 5 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。但し、甲の承諾を得たときはこの限りでない。
 - 6 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
 - 7 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、確認、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 9 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、要求水準書又は事業者提案に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 11 この約款及び要求水準書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 13 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 14 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべて

の行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- 15 乙は、この契約に定められた甲乙間の協議が調わないことをもって本件工事等の遂行を拒んではならない。

(定 義)

第1条の2 この契約における用語の定義は、この契約で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。

- (1) 「要求水準書」とは、この契約に基づく設計施工一括型工事を含む事業の入札において甲が公表した(仮称)新潟市アイスアリーナ整備・運営事業に関する入札資料のうち要求水準書及びこれに関する質疑回答をいう。
- (4) 「事業者提案」とは、(仮称)新潟市アイスアリーナ整備・運営事業の入札にかかる入札説明書により提出された応札書類一式をいう。
- (5) 「基本設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書に定めるところに従い乙が作成し甲が承諾した基本設計成果物をいう。
- (6) 「実施設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書に定めるところに従い乙が作成し甲が確認した実施設計成果物をいう。
- (7) 「設計図書」とは、基本設計図書及び実施設計図書並びに乙が作成し甲が確認した備品台帳をいう。
- (8) 「本件設計」とは、要求水準書に定める設計業務をいう。
- (9) 「本件工事」とは、要求水準書に定める施工に関する業務(要求水準書に規定する施設整備に係る業務のうち設計業務を除いた業務をいい、仮設、施工方法その他工事の目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。)をいう。
- (10) 「本件工事等」とは、本件設計若しくは本件工事又はその双方をいう。
- (11) 「基本契約」とは、(仮称)新潟市アイスアリーナ整備・運営事業の入札にかかる落札者と甲が平成●年●月●日付で締結した同事業にかかる基本契約をいう。
- (12) 「運営事業者」とは、本施設の指定管理者の指定を受けた●をいう。

(契約書類)

第1条の3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、事業者提案の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書に優先して適用する。

- (1) 本契約書
- (2) 要求水準書
- (3) 要求水準書に定める基準、指針等(以下「共通仕様書等」という。)
- (4) 事業者提案
- (5) 設計図書

(関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事の着手)

第3条 乙は、甲が入札の公告又は指名の通知等において本件工事等に着手する日について特に指定しない場合は、契約締結の日から5日以内に本件工事等に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由により甲の書面による承諾を受けたときは、当該承諾を受けた期間について着手を延期することができる。

- 2 乙は、前項の規定による本件工事等に着手したときは、速やかに書面をもつて甲に届け出なければならない。

(工事費内訳書及び工程表)

第4条 乙は、甲が必要と認めて工事費内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表の提出を求めたときは、この契約締結の日から5日以内に提出しなければならない。

- 2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金にかわる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負金額の100分の10以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 請負金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙が新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第34条第3号及び第5号のいずれかに該当するものであるときは、同項各号に掲げる契約の保証を免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、設計図書(未完成の設計図書及び本件設計を行ううえで得られた記録等を含む。)工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第2項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第7条 乙は、本件工事等の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の本件工事等を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本件設計を事業者提案に従い外注することは、この限りでない。

(下請負人の通知)

- 第8条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

- 第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護さ

れる第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその設計施行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第10条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 甲の意図する設計図書を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する本件設計に関する指示
 - (2) この契約の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは確認又は回答
 - (3) 本件設計に関し、この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
 - (4) 本件設計に関し、その進捗の確認、要求水準書及び事業者提案の記載内容と履行内容との照会その他の履行状況の監督
 - (5) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (6) 乙が作成した詳細図等の確認
 - (7) 要求水準書及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 甲は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 甲が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて甲に到達したものとみなす。
- 6 甲が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(管理技術者)

第 10 条の 2 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、本件設計の管理及び統括を行う。

(照査技術者)

第 10 条の 3 乙は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第 1 項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 11 条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)

(3) 専門技術者(建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、着工後は工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負金額の変更、請負代金の請求及び受領、第 13 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 乙は、この契約が建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当するものであるときは、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任の者とし、同条第 4 項の規定に該当するものであるときは、監理技術者を監理技術者資格者証の交付を受けた者としなければならない。

5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第 12 条 乙は、要求水準書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 13 条 甲は、管理技術者、照査技術者、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認めるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が本件工事を実施するために使用している下請負人、労働者等で本件工事の管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前 2 項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。

4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第 14 条 工事材料の品質については、要求水準書及び設計図書に定めるところによる。要求水準書又は設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、本件工事等の目的物が要求水準書及び事業者提案に示す性能を満たすために十分な品質とする。

2 乙は、要求水準書又は設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第 15 条 乙は、要求水準書又は設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、要求水準書又は設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 乙は、前 2 項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて要求水準書又は設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書又は設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督員は、乙から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
 - 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第 16 条 甲が乙に支給する物品及び工事材料(以下「支給材料」という。)並びに貸与する図面、建設機械器具及びその他本件設計に必要な物品(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、別途、甲が定める。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が甲の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
 - 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であつた隠れたかしがあり使用に適當でない

- と認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品にかえて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
 - 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認めるときは契約期間若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 9 乙は、別途甲が定めるところにより、本件工事等の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
 - 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還にかえて損害を賠償しなければならない。
 - 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書又は設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第17条 甲は、工事用地その他要求水準書において定められた本件工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を乙が工事の施工上必要とする日(要求水準書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、要求水準書又は設計図書の変更等によって工事用地等が不明となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、又は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙にかわって当該物件を処分し、工事用地等の修復又は取片付けを行うことができる。こ

の場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書の修補義務)

第17条の2 乙は、設計図書の内容が要求水準書、事業者提案、本件設計に関する甲の指示又は甲乙協議の内容に適合しない場合若しくは実施設計図書の内容が基本設計図書の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補(乙がすでに本件工事に着手している場合は本件工事に関する必要な修補を含む。)を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第18条 乙は、本件工事の施工部分が要求水準書、事業者提案又は設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認めるときは、契約期間若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、本件工事の施工部分が要求水準書、事業者提案又は設計図書に適合しないと認める相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を乙に通知して、本件工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(条件変更等)

第19条 乙は、本件工事等の履行に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書(質問回答を除く。)、要求水準書に対する質問回答書及び第1条の3第3号に掲げる共通仕様書が一致しないこと。

- (2) 要求水準書又は設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書又は設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 本件設計の施行上の制約等、要求水準書に示された、又は要求水準書の内容から合理的に想定することが可能な自然的若しくは人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書及び設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し要求水準書又は設計図書を訂正する必要があるものは、要求水準書については甲が行い、設計図書については、甲が指示して乙が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し要求水準書又は設計図書を変更する場合で目的物の変更を伴うものは、要求水準書については甲が行い、設計図書については、甲が指示して乙が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し要求水準書又は設計図書を変更する場合で目的物の変更を伴わないものは、甲乙が協議して、要求水準書については甲が行い、設計図書については、甲が指示して乙が行う。
 - 5 前項の規定により要求水準書又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合(ただし、第 1 項 2 号で設計図書にのみ誤謬又は脱漏がある場合及び同項第 3 号で設計図書のみ表示が明確でない場合を除く。)において、甲は、必要があると認めるときは、契約期間若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 20 条 甲は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を乙に通知して、設計

図書を変更させることができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、契約期間若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 21 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責に帰すことができないものにより本件工事等の目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が本件工事等を履行できないと認められるときは、甲は、本件工事等の中止内容を直ちに乙に通知して、本件工事等の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事等の中止内容を乙に通知して、本件工事等の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前 2 項の規定により本件工事等の履行を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは、契約期間若しくは請負金額を変更し、又は乙が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事等の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による契約期間の延長)

第 22 条 乙は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により契約期間内に本件工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に契約期間の延長の変更を請求することができる。

(甲の請求による契約期間の短縮等)

第 23 条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮の変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる契約期間に満たない契約期間への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認めるときは、請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間の変更方法)

第 24 条 契約期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から

14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約期間の変更事由が生じた日(第 22 条の場合にあっては、甲が契約期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が契約期間変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負金額の変更方法等)

第 25 条 請負金額の変更(次条の規定による変更を除く。)については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合においては、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 20 条の規定による請負金額の変更については、別表に定めるところによるものとする。
- 3 第 1 項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が請負金額の変更事由が生じた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 4 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更)

第 26 条 甲又は乙は、契約期間内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事金額(請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあつた日を基準とし、甲の定める資料に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第 1 項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により契約期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によ

るほか、請負金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。
- 7 第 5 項及び前項の場合において、請負金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第 27 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他本件工事等の履行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第 1 項又は前項により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

- 第 28 条 本件工事等の目的物の引渡し前に、本件工事等の目的物又は工事材料について生じた損害その他本件工事等の履行に関して生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第 50 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 29 条 本件工事等の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 50 条第 1 項の規定により付された保

険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本件工事等の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件工事等の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他本件工事等の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 本件工事等の目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書又は設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)甲乙双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、本件工事等の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(本件工事等の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第2項の規定による検査、立会いその他乙の本件工事等に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。

(1) 本件工事等の目的物に関する損害

損害を受けた本件工事等の目的物に相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本件工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物等に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 第4項の規定は、数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担について準用する。この場合において、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(請負金額の変更にかえる要求水準書等の変更)

第31条 甲は、第9条、第16条、第17条の2、第18条から第21条まで、第23条、第26条から第28条まで、第30条若しくは第34条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部にかえて要求水準書を変更し、又は設計図書を変更させることができる。この場合において、要求水準書及び設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 乙は、本件工事等の履行が完了したときは、その日から5日以内にその旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、要求水準書及び設計図書に定めるところにより、本件工事等の履行の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、本件工事等の目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3の2 甲は、第2項の検査の後、備品の設置について確認を実施する。

- 4 甲は、前項の確認によって、本件工事等の履行の完了を確認し、その結果を乙に通知したときをもつて、本件工事等の目的物の引渡しを受けたものとみなす。
- 5 乙は、本件工事等の履行が第2項の検査に合格しないとき又は第3項の2の確認を受けることができないときは、直ちに修補等必要な措置を実施して甲の検査又は確認を受けなければならない。この場合においては、修補等の完了を本件工事等の履行の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第33条 乙は、前条第3項の2の甲の確認を受けたときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 甲は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、本件工事等の目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもつて使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により本件工事等の目的物の全部又は一部を使用したことによつて乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 乙は、甲が前金払をすることとした本件工事について、保証事業会社と、契約書記載の契約期間の終期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、前払金の支払を甲に請求することができる。前払金の算出については、別表に定めるところによる。

- 2 乙は、単年度工事(契約期間の変更により2年度以上にわたることとなったものを含む。)については、前項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の契約期間の終期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、中間前払金の支払を甲に請求することができる。中間前払金の算出については、別表に定めるところによる。

- 3 甲は、第 1 項又は前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金又は中間前払金を支払わなければならない。
- 4 乙は、第 2 項の規定により中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙から当該認定の請求があつたときは、直ちに審査を行い、当該審査の結果を乙に通知しなければならない。
- 5 乙は、請負金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10 分の 6）を超えるときは、乙は、請負金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認めるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。
- 7 甲は、乙が第 5 項に規定する期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条の規定により指定された率(以下「法定率」という。)の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第 36 条 乙は、前条第 5 項の規定により前払金の超過額を返還したときは、保証契約を変更し、変更後の保証証書を遅滞なく甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合には、甲にかわりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 37 条 乙は、前払金を、本件工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第 38 条 乙は、本件工事等について、本件工事の履行の完了前に本件工事等の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料(第 14 条第 2 項の規定により監督員の検査に合格したものに限り。)及び製造工場等にある工場製品(以下これらを「出来形部分等」という。)に相応する請負金額相当額(以下「出来形金額」という。)の部分払を請求することができる。部分払金の算出方法は別表の定めるところによる。
- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る出来形部分

等の確認を書面をもつて甲に求めなければならない。この場合において、甲は、遅滞なくその確認を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定による確認があつたときは、書面をもつて部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求のあつた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 4 添付の特記規定に特に定めるときは、本条による部分払は適用しない。

(部分引渡し)

第 39 条 第 32 条及び第 33 条の規定は、本件工事の目的物について、甲が要求水準書において本件工事の施工の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の本件工事が完了したときについて準用する。この場合において、第 32 条中「本件工事等」とあるのは「指定部分に係る本件工事」と、「本件工事等の目的物」とあるのは「指定部分に係る本件工事の目的物」と、第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

(かし担保)

第 40 条 本件工事等の目的物にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補にかえ、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 32 条(第 39 条において準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から 2 年以内にこれを行わなければならない。ただし、この期間は、設計の瑕疵については、10 年とする。
- 3 第 1 項のかしが、乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることのできる期間は 10 年とする。
- 4 本件工事等の目的物が、第 2 項本文に該当する部分と、ただし書に該当する部分とで構成されたものであるときは、それぞれの部分について同項のかし担保期間を適用する。
- 5 甲は、本件工事等の目的物の引渡しの際にかしがあることを知つたときは、第 1 項の規定にかかわらず、遅滞なく書面をもつてその旨を乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 本件工事等の目的物が第 1 項のかしにより滅失し、又はき損したときは、甲は、第 2 項に定める期間内で、かつ、滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 7 第 1 項の規定は、本件工事等の目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監

督員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(第三者による代理受領)

第 41 条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条(第 39 条において準用する場合を含む。)又は第 38 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 42 条 乙は、甲が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が本件工事の施工を中止した場合において、必要があると認めるときは、契約期間若しくは請負金額を変更し、又は乙が本件工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第 43 条 乙の責に帰すべき事由により契約期間内に本件工事等の履行を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、その遅滞日数 1 日につき、請負金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負金額を控除した額の 1000 分の 1 の額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第 33 条第 2 項(第 39 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第 44 条 第 5 条第 1 項第 4 号の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が次条第 1 項各号の一に該

当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、本件工事等の履行を完了させるよう請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定により保証人が選定し、甲が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から甲に対して、この契約に基づく次の各号に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。)
 - (2) 本件工事等の履行債務
 - (3) かし担保債務(乙が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。)
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第 29 条の規定により乙が施工した本件工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 甲は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第 1 項の規定による甲の請求があつた場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(甲の解除権)

- 第 45 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、本件工事等に着手すべき期日を過ぎても本件工事等に着手しないとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により契約期間内に本件工事等の履行が完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に本件工事等の履行を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (3) 第 7 条の規定に違反して第三者に一括委任し、又は一括下請負させたとき。
 - (4) 第 10 条の 2、第 10 条の 3、又は第 11 条第 1 項第 2 号に掲げる者を置かなかつたとき。
 - (5) 第 18 条第 1 項に違反して監督員の改造請求に従わないとき。
 - (6) 乙が第 47 条第 1 項各号の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、相当期間の催告をしても乙が当該違反を是正しないとき又はその違反により契約の目的を達することができ

ないと認められるとき。

- (8) 乙が破産、会社更生、民事再生、特別清算又はその他の倒産手続について事業者の取締役会でその申立を決議したとき、又は第三者(乙の取締役を含む。)によってその申立がなされたとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負金額の 10 分の 1 に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれにかわる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第 45 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第 66 条第 4 項に規定する審決が確定したとき(独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)
- (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- (4) 乙の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (5) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が乙の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

- (6) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 乙の役員等又は使用人が、第 4 号から前号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（甲の任意解除権）

第 46 条 甲は、本件工事等の履行が完了するまでの間は、前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第 47 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 20 条の規定により要求水準書又は設計図書の変更が行なわれたため請負金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 21 条の規定による本件工事等の履行の中止期間が契約期間の 2 分の 1（契約期間の 2 分の 1 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が本件工事等の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事等が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 48 条 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、

検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 3 甲は、第 1 項の規定による引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金額として別表に定めるところにより算出した額(以下「請負金額相当額」という。)を乙に支払わなければならない。この場合において、第 35 条の規定による前払金が支払われているときは、請負金額相当額から当該受領済みの前払金の額(第 38 条の規定による部分払が行われているときは、その部分払いにおいて清算された前払金の額を控除した額。以下同じ。)を控除するものとする。
- 4 前項の場合において、当該受領済みの前払金の額が請負金額相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、乙は、当該受領済みの前払金の額から当該請負金額相当額を差し引いた額(以下「余剰額」という。)を甲に返還しなければならない。この場合において、契約の解除が第 45 条の規定によるときは、余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、法定率によって算出して得た額の利息を付して甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は当該検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還にかえてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還にかえてその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 8 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙にかわつて当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 9 第 5 項前段及び第 6 項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 45 条の規定によるときは甲が定め、第 46 条又は前条の規定

によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段、第6項後段及び第7項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償額の予定)

第48条の2 乙は、第45条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、基本契約第16条及び第17条に従い、賠償金を甲に支払わなければならない。本件工事等の履行が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第45条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合
 - (2) 第45条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分の請求を妨げるものではない。

(監督又は検査の委託)

第49条 甲は、必要があると認めるときは、甲の職員以外の者に委託して監督又は検査をさせることができる。

- 2 前項の場合において、甲は、委託事項及び委託を受けた者の氏名を書面をもって乙に通知しなければならない。

(火災保険等)

第50条 乙は、本件工事等の目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を要求水準書及び事業者提案に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 乙は、建築物について第38条第3項の規定による部分払の請求をするときは、保険を付するものとし、保険をかける時期、期間、金額、保険者等については、甲乙協議して定める。
- 3 乙は、第1項の規定による保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく甲に提示し、前項の規定による保険契約の証券は、部分払を請求するとき甲に寄託するものとする。
- 4 第2項の規定による保険を付した建築物で保険事故が発生したときは、乙が損害の責を履行した場合のほか、保険金は、支払金額の限度で甲に帰属する。

- 5 乙は、本件工事等の目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第51条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による新潟県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第52条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(審 査 会)

第53条 前2条の規定は、審査会が取り扱うことができる紛争に限って適用する。

(補 則)

第54条 この約款に定めのない事項及びこの約款の条項の解釈に関し疑義を生じたときは、甲乙協議して定める。

- 2 この約款による通知、請求、承諾、協議等は、軽易なもの又は緊急を要するものを除き、甲の指定する様式による書面とするものとする。

別表

項目	適用条文	算式等	摘要
請負金額を変更する場合	第 25 条第 2 項	<p>1 第 1 回目の変更の場合 〔変更工事価格〕×1.05 ＝変更後の請負金額</p> <p>2 第 2 回目(以降)の変更の場合 〔2 回目(以降)変更工事価格〕× 1.05＝2 回目(以降)変更後の請負金額</p>	左の算式中、括弧内の計算の結果、千円未満の端数を生じたときは、特別の事情がある場合を除き、これを切り捨てる。
前金払をする場合	第 35 条第 1 項及び第 2 項	<p>1 前払金額 前払金額は、請負金額の 10 分の 4 以内とする。</p> <p>2 中間前払金額 中間前払金額は、請負金額の 10 分の 2 以内とする。</p> <p>3 前払金額と中間前払金額の合計額 前払金額と中間前払金額の合計額は、請負金額の 10 分の 6 以内とする。</p> <p>4 継続費工事等の前払金額 継続費工事等でその支出年度が 2 年度以上にわたるものの前払金額については、各年度割予算額に対し、その 10 分の 4 以内とすることができる。</p>	前払金額は、10 万円単位とし、端数金は、これを切り捨てる。
部分払をする場合	第 38 条第 1 項	<p>1 部分払の出来形金額 部分払は、出来形金額が請負金額の 10 分の 3 以上でなければならない。</p> <p>2 部分払金の算式 基本式 $\text{請負金額} \times \frac{\text{出来形査定設計金額}}{\text{設計金額}} = \text{出来形金額}$</p> <p>5 支払額 (1) 前金払をしていない場合 $\text{出来形金額} \times \frac{9}{10}$ 以内＝部分払金額 (2) 前払金をしている場合</p>	部分払金額は、1 万円単位とし、端数金は、これを切り捨てる

		$\left[\text{出来形金額} \times \frac{9}{10} \text{ 以内} \right] - \left[\text{前払金額} \times \frac{\text{出来形査定設計金額}}{\text{設計金額}} \right]$ <p>=部分払金額</p> <p>(3) 第2回目(以降)の場合 上記算式から既支払額を控除した額とする。</p> <p>6 継続費工事等 継続費工事等での支出年度が2年度以上にわたる工事で上記算式によりがたい場合は、これによらないことができる。</p>	
契約を解除する場合	第48条第3項	<p>請負金額相当額(支払額)の算式</p> <p>(1) 基本式(前金払、部分払をしていない場合) $\text{請負金額} \times \frac{\text{出来形査定設計金額}}{\text{設計金額}} = \text{請負金額相当額}$</p> <p>(2) 前金払をしている場合 $\text{請負金額相当額} - \text{前払金額} = \text{支払額又は返還額}$</p> <p>(3) 前金払及び部分払をしている場合 $\text{請負金額相当額} - (\text{前払金額} + \text{部分払金額}) = \text{支払額又は返還額}$</p>	

注1 「変更工事価格」とは、変更後の設計金額から取引に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額をいう。

2 元設計金額とは、当初の設計金額をいい、元請負金額とは当初の請負金額をいう。

特記規定

(設計業務)

- 第1条 乙は、本件設計の着手に際し、要求水準書に従い設計業務計画書を作成し、監督員の承諾を受けなければならない。
- 2 乙は、前項により承諾を受けた設計業務計画書に従い、本件設計を実施する。
 - 3 乙は、要求水準書に従い設計図書について承諾を受けたことにより第40条の責任を免れるものと解してはならない。

(特許権等の実施権及び使用権等)

- 第2条 乙は、甲が本件工事等の目的物の所有及び運営(甲がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。)をするために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するための実施権、使用権その他の権限(以下「実施権等」という。)があるときは、かかる実施権等を自らの責任で甲に提供するものとする。
- 2 前項に規定する乙が提供する特許権等についての実施権等は、この契約の終了後も本件工事等の目的物の存続中は有効に存続するものとする。また、乙は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が乙及び第三者の共有に係る場合若しくは第三者の所有に係る場合は、上記実施権等の提供につき当該特許権等の共有者全員若しくは当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。
 - 3 乙は、この契約の請負代金は第1項の特許権等に係る実施権等の提供又は甲による取得及び使用に対する対価を含むものであることを、確認する。
 - 4 甲がこの契約に基づき乙に対して提供した情報、書類及び図面等(甲が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、甲に帰属する。
 - 5 甲は、本件工事等の目的物について、本件工事等の目的物が著作物に該当するかどうかにかかわらず、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の利用等)

- 第3条 本件工事等の目的物及び成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、著作権法の規定に従い乙又は甲及び乙の共有に属する。
- 2 乙は、甲が本件工事等の目的物及び成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。
 - (1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件工事等の目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公

的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

- (2) 本件工事等の目的物及び成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件工事等の目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本件工事等の目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本件工事等の目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 3 乙は、自ら又は著作者(甲を除く。)をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物及び本件工事等の目的物の内容を公表すること。
 - (2) 著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使すること。
 - (3) 本件工事等の目的物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第4条 乙は、この約款に規定のある場合を除き、自ら又は著作者(甲を除く。)をして、本件工事等の目的物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第5条 乙は、本件工事等の目的物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

- 2 乙は、本件工事等の目的物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(設計図書の変更に係る乙の提案)

第6条 乙は、この契約締結後、設計図書に定める本件工事等の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、甲に提案することができる。

- 2 甲は、前項の規定に基づく乙の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、設計図書の変更を乙に指示することができる。
- 3 甲は、前項の規定により設計図書の変更を指示した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

(資料、報告等)

- 第7条 甲は、この契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。
- 2 甲は、乙が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合は、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(試運転)

- 第8条 試運転は、契約期間内に行うものとし、要求水準書に定められたところに従って実施するものとする。
- 2 試運転に係る業務は、乙が運営事業者に委託して行うなどの方法により、運営事業者の従業員等の教育訓練に協力しなければならない。

(什器・備品等調達・設置業務)

- 第9条 乙は、要求水準書、事業者提案及び設計図書に従い、什器・備品等調達・設置業務を実施する。
- 2 乙は、調達及び設置した什器・備品等について、備品台帳を作成して、甲に提出しなければならない。

(部分払及び前払金)

- 第10条 この契約にかかる請負代金の支払については、部分払の規定は適用しない。
- 2 乙の前払金の請求については、平成25年度中においてのみ、することができるものとする。